

注意事項

この診断は、建築基準法で定める「極めて希に発生する地震」に対し、木造住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものです。

「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」の場合は、補強改修の対策を講じる必要があります。また、「倒壊しない」、「一応倒壊しない」の場合は、住宅に被害がないということではなく、建物に損傷を受けることはあっても、倒壊して人命が失われるほどの被害は受けないという意味です。

また、住宅の工事の施工が良好に行われ、かつ適切に維持管理されていて、部分的な欠陥がないことを前提としていますので、総合判定が高くても部分的な欠陥がある場合はその補修等の検討が必要となります。これについては総合評価の注意事項の指摘事項を参考にしてください。

この診断は国土交通省住宅局建築指導課監修による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき作成された「改訂版 高知県木造住宅耐震診断マニュアル」により十分に技術的に検討されたものですが、個々の建物ごとに状況が異なるため、あくまで安全性を判断する目安であり、倒壊しないことを保証するものではありません。

また、図面などの資料がなく、建物の状況を十分に把握できない場合は、推計に基づき診断を行いますので、診断結果は幅をもってとらえてください。

耐震診断はあくまでも建物自体を対象としておりますが、兵庫県南部地震でも建物は無事でありながら家具の転倒等による犠牲者も多数でした。また、ブロック塀の倒壊でも大きな被害がでます。建物の耐震化と同時に、家具の転倒防止、ブロック塀の改修等についても是非行ってください。